

社団法人 兵庫県サッカー協会(組織図)

執行機関(事業等)

(社)兵庫県サッカー協会理事会(会長、副会長、常務理事、理事)

常務理事会(会長、副会長、常務理事)

専門委員会(9)

技術委員会
審判委員会
財務委員会
規律フェアプレー委員会
医事委員会
都市協会委員会
事業委員会
広報委員会
企画委員会

各種委員会(8)

1種委員会
2種委員会
3種委員会
4種委員会
女子委員会
フットサル委員会
シニア委員会
キッズ委員会

プロジェクト(3)

スポーツクラブプロジェクト
トップチームプロジェクト
キープファミリープロジェクト

事務局(総務部・経理部)

議決機関(役員、事業、予算、決算等)

(社)兵庫県サッカー協会 正会員(社員)

都市協会(13)

尼崎協会
北摂協会
西宮協会
芦屋協会
神戸協会
明石協会
東播協会
北播協会
姫路協会
NPO西播磨協会
但馬協会
丹有協会
淡路協会

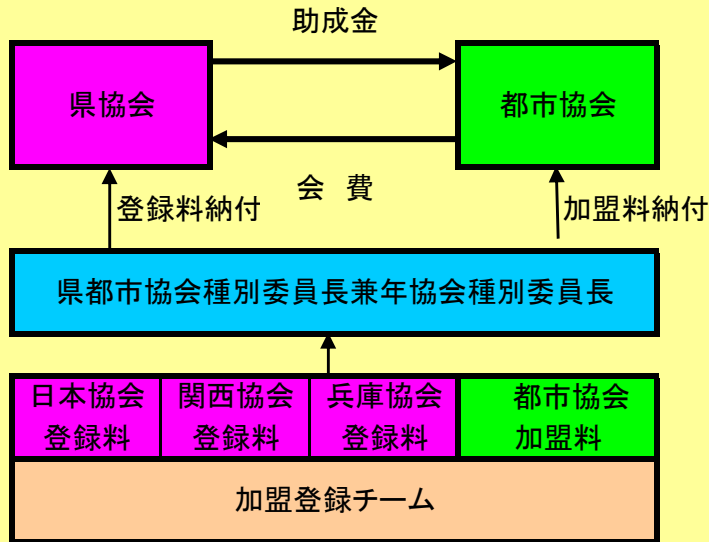
各種連盟(3)

兵庫県社会人サッカー連盟
兵庫県クラブユース連盟
NPO兵庫県フットサル連盟

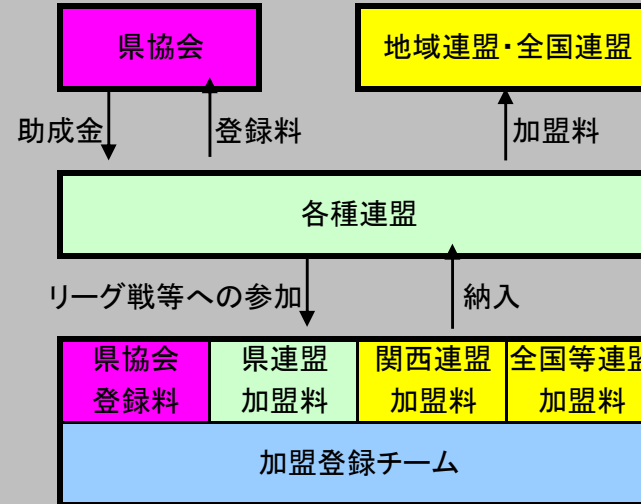
県協会と都市協会の関係

県協会と都市協会は、各々会計を別にする独立した団体
 都市協会は、県協会の正会員(社員)として、会費を納入
 県協会は、各都市協会へ事業等を委託するために助成金を納付する。

加盟チームは、都市協会及び県(関西及び日本も含む。)にそれぞれ加盟料及び登録料を納入する。



県協会と各種連盟との関係



連盟は、県協会の種別委員会の監理を受ける
 社会人連盟は、1種委員会 クラブユース連盟は、高校生年代は、2種委員会、
 中学生年代は、3種委員会、フットサル連盟は、フットサル委員会の監理を
 受ける。会計上は、独立した団体である。

連盟は、主に連盟に加盟するチームのリーグ戦等の事業を実施する。